Taco バス車体広告事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、明石市コミュニティバス（Taco バス）（以下「Taco バス」という。）に係る車体広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（車体広告の内容）

第２条　Taco バスの車体広告（以下「車体広告」という。）は、次の表の地域の欄に掲げる地域を走行する Taco バスの車体に掲載するものとし、月額の広告料（消費税を含む。）は、同表の広告料の欄に定めるとおりとする。ただし、月の途中から車体広告の掲載を開始する場合における当該月の広告料は、日割りにより計算した額（１円未満の端数は切り捨て）とする。また、月の途中で車体広告の掲載を終了する場合において、当該月の広告料を支払っていないときも同様とする。

地域	広告料	備考
西明石・大久保	２２，０００円	西明石北ルート 西明石南ルート 谷八木ルート 江井ヶ島ルート
魚住	２２，０００円	西江井ヶ島ルート 青葉台ルート 清水ルート 西岡東ルート
二見	５，５００円	二見ルート

２　車体広告の位置、規格及び材質は、次の表に掲げるとおりとする。

位置	規格	材質
車体後部	縦５００ｍｍ×横１，３７０ｍｍ以内	マグネットシート又はステッカー

３　広告主は、車体広告を掲載する前に、あらかじめ明石市屋外広告物条例（平成２９年条例第６１号）第７条の規定による市長の許可を受けなければならない。

４　明石市広告掲載指針第３条第１項各号のいずれかに該当する車体広告は、掲載することができない。

（広告主になれない者）

第３条　明石市広告掲載基準第４条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

（車体広告の掲載期間）

第４条　車体広告の掲載期間は、車体広告が掲載された日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、当該期間が満了する日の１か月前までに明石市（以下「市」という。）又は広告主のいずれからも書面による掲載の中止の申出がない

場合は、更に１年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

２　前項本文の規定にかかわらず、市又は広告主は、相手方に対して書面で申し出ることにより、年度の途中に車体広告の掲載を中止することができる。この場合において、車体広告の掲載期間は、当該書面が相手方に到達した日から１か月後に満了するものとする。

３　広告主が前項の規定による申出を行ったことにより車体広告の掲載期間が年度の途中に満了した場合、市は、既納の広告料を返還しない。ただし、市がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（車体広告の掲載及び取外し）

第５条　車体広告は、広告主が自ら用意してTacoバスの車体に掲載する。

２　広告主は、前条第１項又は第２項の規定により車体広告の掲載期間が満了したときは、速やかにTacoバスの車体から車体広告を取り外し、原状に回復しなければならない。

３　市は、広告主が車体広告を掲載し、又は取り外すために必要な範囲で、Tacoバスの運行事業者との調整その他の協力を行う。

（広告料の支払い）

第６条　広告主は、市の請求に基づき、定められた納期限までに広告料を支払わなければならない。

（広告主の責務）

第７条　広告主は、車体広告を掲載するに当たっては、車体広告が落下することのないように十分注意しなければならない。

２　広告主は、車体広告の落下に起因する事故について、一切の責任を負う。

３　市は、前項に規定する事故に係る損害を賠償したときは、広告主に対して当該賠償に要した金員を求償することができる。

（協議事項）

第８条　この要領の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの要領に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、市と広告主が協議のうえ、これを定める。

附　則

この要領は、令和８年１０月２２日から施行する。